

西尾久保育園の民営化に係る説明会 次第

日時：令和3年5月20日（木）

5月21日（金）

18時から19時まで

会場：西尾久保育園プレイルーム

- 1 開会
- 2 出席職員紹介
- 3 保育課長挨拶
- 4 民営化についての説明
- 5 質疑応答
- 6 閉会

メモ欄

--

西尾久保育園の民営化について

1 区立西尾久保育園の民営化

区立西尾久保育園は、令和2年7月に宮前公園内の園舎に移転し、運営していますが、令和5年4月に民営化することとしております。つきましては、令和5年4月の開設に向けて、現在の区立西尾久保育園の事業内容を継承し、公私連携型保育所を運営する社会福祉法人を公募します。

(1) 園舎について

民営化後も、現在の宮前公園内保育園舎を引き続き活用します。

(2) 定員の拡大

西尾久地域の保育需要に対応するため、保育定員を現行の72人から

150人程度に拡大します。

【民営化後の定員】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
12人	24人	26人	26人	31人	31人	150人

※実施定員は、運営事業者と協議の上決定する予定

(3) 民営化後の運営について

・民営化後の運営方法は、児童福祉法で定める公私連携型保育所といたします。

【公私連携型保育所について】

区が設置・運営主体である民間法人を指定し、土地・建物の貸付などの支援を行い、民設民営として運営する保育所

(4) 移行時期

運営事業者へ円滑に保育を移行するため、令和4年度を移行準備期間とし、令和5年4月から法人による運営を開始します。

2 運営事業者の選定方法

民営化後の運営事業者は、社会福祉法人を対象として、公募により選定いたします。事業者の選定については、「荒川区私立認可保育所整備・運営及び民営化移行業務委託事業者選定委員会」において、書類審査及びプレゼンテーションに基づき実施します。

(1) 土地・建物貸付条件

区が、所有する土地・建物（現・区立西尾久保育園）を、保育園施設として運営事業者へ、無償で貸付けます。

(2) 公募の主な募集要件

① 職員体制

ア 園長は専任とし、保育士資格を持つ者で、保育実務経験が10年以上あり、かつ、園での園長経験が1年以上あることとします。

イ 副園長（主任）は専任とし、保育士資格を持つ者で、保育実務経験が7年以上あることとします。

ウ 保育士は、原則として、常勤保育士及び短時間勤務保育士とします。ただし、国基準保育士（常勤）及び区加算保育士（常勤）については常勤職員を配置することとし、あわせて、常勤保育士のうち、少なくとも2名は認可保育園における乳児保育の実務経験があることとします。

また、各クラスの担当保育士のうち、クラスリーダーは、平均保育実務経験年数が5年以上となるようにします。

エ 給食は園内調理とします。調理員はその半数以上が集団給食施設の実務経験を有するものとし、専門的な立場で必要な指導を行う栄養士を配置する等の体制を確保します。

オ 常勤の看護師を配置することとします。

カ 配置人員は下記の人数以上とします。

園長	副園長 (主任)	国基準保育 士(常勤)	国基準 他保育士	区加算保育 士(常勤)	区加算 他保育士	栄養士	調理員	事務員	常勤 看護師	合計
1人	1人	17人	1人	1人	3人	1人	2人	1人	1人	29人

(注1) 上記配置人員は定員150人の場合。実際の配置人数は実施定員等に応じて別途区と協議することとします。なお、配置基準は、国基準、区基準によります。

(注2) 一時保育室については、別途保育士を2名以上配置することとします。

② 給食

給食は園内調理とします。調理員はその半数以上が集団給食施設の実務経験を有するものとし、専門的な立場で必要な指導を行う栄養士を配置する等の体制を確保します。調理業務にあたっては、食育基本法の趣旨を尊重し、衛生管理の徹底を図り、児童の発育状況や摂食状況等に十分配慮したものを提供することとし、園児一人ひとりの状況や、アレルギーや宗教上の事由などにも適切に対応した質の高い食事内容といたします。

③ 区立西尾久保育園の事業の引継ぎ

令和4年度は、現在の西尾久保育園において引継ぎを行います。運営事業者の職員が、次のとおり、区職員とともに保育を実施し、園児や保護者とのコミュニケーションを図り、令和5年度の移行を円滑に行います。

・ 園長と副園長の予定者

令和4年4月当初より、週1~2回程度、園に出勤します。

なお、令和5年1月からは原則、園に出勤します。

- ・ 保育士
令和4年10月より順次、保育に参加していきます。
- ・ 看護師、栄養士、調理員
令和4年10月より、必要に応じて引継ぎ業務のため、出勤します。
- ・ 事務員
令和5年1月より、必要に応じて引継ぎ業務のため、出勤します。

④ 一時保育

保護者が冠婚葬祭や地域活動への参加、育児疲れなどで一時保育を必要とする場合に専用一時保育室において保育を実施します。

定員：4名以上 保育時間：通常保育の基本時間 対象児童：就学前児童

(3) 審査項目

区 分	審 査 項 目
理念・方針	1 法人としての理念、法人の概要、保育理念、目標 2 法令等の遵守
運営計画	3 運営資金計画
事業運営	4 保育内容の特色 5 保育環境の構成と整備 6 給食の提供 7 特別支援児保育の事業実施の考え方や実績 8 延長保育、年末保育の事業実施の考え方や実績 9 一時保育の事業実施の考え方や実績、その他独自の取組み 10 食育、地域との交流や活動等についての取組み 11 子どもの健康管理（感染症の予防対策や衛生面での取組みを含む。） 12 安全保育に対する対策 13 児童虐待防止に関する取組み 14 保護者対応（対応体制、意思疎通の図り方） 15 サービス向上に向けた保護者の意見を反映させる取組み、外部への情報提供 16 園児、保護者、職員等の個人情報保護体制 17 危機管理（防災、防犯、施設の危険防止対策、園児の安全確保等）

区 分	審 査 項 目
適正な施設管理	18 施設を適正かつ効率的に管理するための工夫
職員体制	19 職員体制 20 保育士の離職率、採用者数 21 職員の勤務管理、健康管理 22 保育の質向上のための取組み
事業実績・ 財務状況	23 法人が運営している保育園の事業運営の実績、今後の保育施設の整備計画 24 法人の財務状況 25 法人が運営している認可保育園全園における都道府県等の直近3年間の指導検査の内容 26 法人が運営している認可保育園全園の直近の第三者評価
区立西尾久保育園 の業務の引き継ぎ	27 引継ぎ方針・実施方法・人員体制

3 民営化後の園の名称について

民営化後の園の名称については、保護者の皆様からのご意見を参考にして、決定することといたします。つきましては、民営化後の園の名称に関するアンケート調査をさせていただきますので、回答のご協力をお願いいたします。

4 今後のスケジュール

令和3年 6月	運営する社会福祉法人の公募開始
12月	運営法人の決定
4年 3月	法人と移行準備契約締結
4月	区立西尾久保育園からの引継ぎを開始
5年 4月	民営化

東尾久八丁目
公私連携型保育所
公私連携法人公募要項

令和3年6月
荒川区

目 次

1	公募の趣旨	1
2	定義	1
3	荒川区立西尾久保育園の概要と公私連携型保育所化のスケジュール	1
4	応募資格	2
5	公私連携法人の指定	3
6	募集要件	3
7	選定方法	9
8	公募参加申込み	10
9	整備・運営提案書の提出	11
10	公募説明会及び現地見学会の開催	15
11	質問及び回答	15
12	応募書類等の提出先	15
13	選定結果の通知及び公開	16
14	留意事項	16

《 別添資料 》

- 1 現地案内図
- 2 荒川区立西尾久保育園概要
- 3 図面

1 公募の趣旨

荒川区では、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまちの実現を目指し、様々な子育て支援事業を実施し、子育て環境の充実に努めています。

特に、乳幼児人口の増加に伴い発生している保育所待機児童の解消を図るため、保育所の整備に全力で取り組んでおります。

荒川区立西尾久保育園は、宮前公園周辺地域における公共施設の更新の方針に基づき、令和2年7月に宮前公園内の園舎に移転をし、運営していますが、令和5年4月に民営化することとしております。ついては、令和5年4月開設に向けて、区から無償で土地を占有・建物を借り受け、現在の荒川区立西尾久保育園の事業内容を継承し、公私連携型保育所を整備・運営する公私連携法人（以下、「連携法人」という。）をプロポーザル方式により公募します。

2 定義

この募集要項に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携法人

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人

(2) 公私連携型保育所

区が設置・運営主体である民間法人（公私連携法人）を指定し、土地・建物など設備の無償又は廉価による譲渡・貸付など設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育などの運営に関与し、適正な運営が行われるよう区と民間法人が協定を締結して運営する保育所

3 荒川区立西尾久保育園の概要と公私連携型保育所化のスケジュール

(1) 所在地

東京都荒川区東尾久八丁目45番24号（別添資料1「現地案内図」参照）

(2) 実施定員（R3.4.1）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
0人	8人	13人	17人	17人	17人	72人

(3) 運営内容

別添資料2「荒川区立西尾久保育園概要」参照

(4) スケジュール

荒川区立西尾久保育園の民間化に当たってのスケジュールの概要は次のとおりです。

なお、事業者による新たな私立認可保育所の名称は、保護者の方からの意見も聴取し、区と協議の上決定することとします。本公募要項では、現在の荒川区立西尾久保育園を「区立西尾久保育園」、連携法人による新たな私立認可保育所を「公私連携型保育所」とします。

	区	事業者
令和3年12月	連携法人候補者の決定	
令和4年2月	荒川区議会にて、協定締結及び財産の無償貸付の議決	
令和4年3月	区と連携法人において、運営に関する協定書・区立西尾久保育園移行準備契約を締結	
令和4年4月	区立西尾久保育園からの引継ぎを開始	
令和5年3月	区立西尾久保育園閉園	
令和5年4月	公私連携型保育所開園 (必要に応じて、区から引き継ぎのための職員を派遣)	
令和6年3月	区立西尾久保育園からの引き継ぎを終了	

連携法人の候補者として選定された後、連携法人は保育、その他の業務を円滑、かつ的確に引き継ぐため、区と連携法人で協議を行い、保育の継続性の観点から児童及び保護者に充分配慮した引継ぎを行ってください。

4 応募資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 応募締切日時点において、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県で0歳児から5歳児までの保育を実施している認可保育園を運営しており、かつ、法人として認可保育園の運営実績が3年以上あること。
- (2) 法令、荒川区条例、荒川区規則による制約が課され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加制限）に該当しないこと。
- (4) 都道府県等が行う指導検査等において当該法人が運営する認可保育園に関して重大な指摘事項を受けていないこと。
- (5) 荒川区議会議員、荒川区長又は荒川区の行政委員会の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 納税義務の履行をはじめ、社会福祉法人としてふさわしい社会的責任を果たしていること。

5 公私連携法人の指定

連携法人候補者の決定後、次のとおり協定の締結及び連携法人の指定を行います。

(1) 協定の締結

荒川区議会にて本事業に必要な議案の議決後、区は選定された法人と公私連携型保育所の運営に関する協定書を締結し、連携法人の指定を行います。

(2) 協定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）（予定）

※期間満了後の更新（令和10年度以降）については、別途協議することとします。

(3) 指定の取り消し

公私連携型保育所の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、区が行う指導・指示に従わない場合、上記期間中においても連携法人の指定を取り消すことがあります。

6 募集要件

本件は区が所有する土地・建物（現・区立西尾久保育園）を、保育園施設として連携法人に無償で貸付けるものです。土地・建物の概要及び貸付条件は以下のとおりです。

(1) 土地概要

1 所在地 東京都荒川区東尾久八丁目2745番地1の一部、2743番地1の一部、2743番地2の一部、2744番地の一部

2 最寄駅 宮ノ前駅（都電荒川線）より徒歩約4分（約300メートル）

3 面積 802.86㎡（予定）

4 法的規制

- ・用途地域：準工業地域
- ・特別用途地区：特別工業地区
- ・容積率：300%
- ・防火指定：準防火地域かつ東京都建築安全条例第7条の3による防火規制区域
- ・高度地区：第3種高度地区
- ・建ぺい率：80%、60%
- ・日影規制：あり（規制される日影時間5時間以上－3時間以上、測定水平面6.5m）

5 土地条件

- ・当該土地は、区が所有する宮前公園内となります。
- ・都市計画公園内のため、設備の設置等を行う場合は関係各課と協議し、法令や制限等に従い適切に対応してください。
- ・宮前公園が代替園庭となります。

(2) 建物概要

- 1 名称 (現) 荒川区立西尾久保育園
- 2 所在地 東京都荒川区東尾久八丁目45番24号
- 3 構造 鉄骨造 2階建て
- 4 建築面積 601.66㎡
- 5 延べ面積 1,204.19㎡

各諸室の面積・構成については図面(別添3)を参照ください。

(3) 土地・建物貸付条件

- ・土地について、連携法人は区に占用許可及び占用料の減免申請をしてください。
- ・建物について、契約は使用貸借契約とします。

契約期間 令和5年4月1日～令和15年3月31日(10年間)(予定)

※期間満了後の更新(令和15年度以降)については、別途協議することとします。

・連携法人が本件保育所の認可が取り消されるなど契約を継続し難い重大な背信行為があった場合、または経営破たん等した場合には、区は催告を要せず使用貸借契約を解除します。

・建物や備品等の小中規模修繕(100万円以下)は連携法人が行うものとします。増改築等を行った個所は区の所有となります。

・契約期間の満了、解除、その他の理由により契約が終了するときは、原則として本施設を自己の費用をもって、原状に回復し、区に返還するものとします。ただし、協議の上、区の承認を得た場合にはこの限りではありません。

・本件土地・建物の使用权を、第三者に譲渡等を行うことを禁止します。

・契約に係る費用は連携法人負担とします。

・区と連携法人の間で建物の使用貸借契約を締結する前に、認可保育所運営に関する基本的な事項を定めた協定書を締結するものとします。

(4) 施設整備条件

原則として、区立西尾久保育園の施設を引き継ぎ、次の施設整備条件を満たすこととします。区立西尾久保育園の運営期間中に内装工事や備品の入れ替え等を行う際は閉所日、もしくは区と協議の上、区立西尾久保育園の運営に影響が出ない範囲で行うものとします。

また、将来的に増改築等を行う場合も区と協議の上、次の施設整備条件を満たすものとしてください。

① 整備施設

児童福祉法第39条の規定に基づく保育所

② 定員

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
12人	24人	26人	26人	31人	31人	150人

※施設内容は上記定員に対応したものとすること。ただし、実施定員については、別途区と協議するものとします。

③ 施設内容

区 分	要 件
乳児室又はほふく室	0歳児1人あたり5㎡以上 1歳児1人あたり3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児1人あたり1.98㎡以上 ※遊戯室は現況以上設けること ※保育室面積のみで定員に応じた基準面積を満たすこと（遊戯室との合算は不可）
医務室	静養できる機能を要すること。事務室等と兼用も可
調理室・便所	定員に見合う面積、設備を有し、調理員専用の便所を設けること。また、調理室の整備にあたっては、荒川区保健所と十分に調整を図ること。
屋外遊戯場	宮前公園を代替園庭とする。
プール	定員に見合う大きさ、設備を有していること。
一時保育室	児童福祉法第6条の3第7項に定める一時預かり事業の実施に対応できる一時保育専用室を、児童福祉法施行規則第36条の35の基準に準じて設置すること。 定員4名 1名につき3.3㎡以上とすること。
その他	・調乳室、沐浴室、事務室、保育士室等、保育園運営に必要な設備を適切に整備すること。 ・このほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則、荒川区民間保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都福祉のまちづくり条例及び同施行規則、など、関係法令等を遵守すること。

④ 開設日

令和5年4月1日

(5) 保育園運営条件

1 開所日

日曜・祝日・年末年始を除く月曜日から土曜日まで
(荒川区立保育所条例第7条による。)

② 開所時間

午前7時15分から午後7時15分まで

(午後6時15分から午後7時15分までは、満1歳以上を対象とする延長保育)

(満1歳未満の保育については、午前8時30分から午後5時00分まで)

③ 産休明け保育

生後57日からの産休明け保育(0歳児保育)を実施してください。

④ 特別支援児保育

保育が必要と認められる特別支援児については、集団保育の適応性について、保育課に設置する特別支援児保育審査会において判定の上、特別支援児保育を実施してください。

⑤ 緊急一時保育

保護者の入院、出産、死亡等の一時的かつ緊急な事態が生じた場合に、定員の空き枠の範囲内で児童を保育してください。

⑥ 延長スポット保育

延長保育の空き枠を利用し、保護者の就労に伴う臨時的な延長保育を行ってください。

⑦ 年末保育

通常保育の行われない、原則として12月29日から31日までの期間、保育を必要とする児童を保育してください。

⑧ 一時保育

保護者が冠婚葬祭や地域活動への参加、育児疲れなどで一時保育を必要とする場合に専用一時保育室において保育を実施してください。

定員：4名以上 保育時間：通常保育の基本時間 対象児童：就学前児童
実施の詳細については、別途区と協議するものとします。

⑨ 職員体制

ア 園長は専任とし、保育士資格を持つ者で、保育実務経験が10年以上あり、かつ、園での園長経験が1年以上あることとします。

イ 副園長(主任)は専任とし、保育士資格を持つ者で、保育実務経験が7年以上あることとします。

ウ 保育士は、原則として、常勤保育士及び短時間勤務保育士とします。ただし、国基準保育士(常勤)及び区加算保育士(常勤)については常勤職員を配置すること。あわせて、常勤保育士のうち、少なくとも2名は認可保育園における乳児保育の実務経験があることとします。

また、各クラスの担当保育士のうち、クラスリーダーは、平均保育実務経験年数が5年以上となるよう配置してください。

エ 給食は園内調理とすること。調理員はその半数以上が集団給食施設の実務経験を有するものとし、専門的な立場で必要な指導を行う栄養士を配置する等の体制を確保してください。

オ 常勤の看護師を配置してください。

カ 配置人員は下記の人数以上としてください。

園長	副園長 (主任)	国基準保育 士(常勤)	国基準 他保育士	区加算保育 士(常勤)	区加算 他保育士	栄養士	調理員	事務員	常勤 看護師	合計
1人	1人	17人	1人	1人	3人	1人	2人	1人	1人	29人

(注1) 上記配置人員は定員150人の場合。実際の配置人数は実施定員等に応じて別途区と協議すること。なお、配置基準は、国基準、区基準によります。

(注2) 一時保育室については、別途保育士を2名以上配置すること。ただし、児童福祉法施行規則第三十六条の三十五第一号のハが適用される場合にはこの限りではありません。

⑩ 運営費

保育園運営に必要な費用については、次に掲げる基準により、区が支払います。

- ア 子ども・子育て支援法附則第6条に定める委託費
- イ 荒川区保育所運営費等補助要綱に定める額
- ウ 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱に定める額
- エ 荒川区一時保育事業費補助要綱に定める額
- オ 荒川区長が別に定める額

なお、保育料については区の収入とします。ただし、延長スポット保育利用料及び一時保育利用料については、事業者の収入とします。

⑪ その他

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、保育所保育指針、荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則、荒川区民間保育所設置認可等事務取扱要綱、荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例、荒川区特定保育所等の保育料に関する規則など、業務を遂行する上で関係する法規等を遵守してください。
- ・保育の実施に係る事業・行事において園児の事故防止に万全を期すとともに、日頃から安全点検や訓練等の実施に努め、施設全体の防災・防火体制の整備を図り、園児の安全確保に努めてください。
- ・調理業務にあたっては、食育基本法の趣旨を尊重し、衛生管理の徹底を図るとともに児童の発育状況や摂食状況等に十分配慮したものを提供すること。また、園児一人ひとりの状況や、アレルギーや宗教上の事由などにも適切に対応した質の高い食事内容としてください。
- ・地域産業の活性化に配慮し、物品や食材等の購入にあたっては、荒川区内の事業者の積極的な活用を図ってください。
- ・職員採用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守するとともに、荒川区民の雇用拡大に配慮するよう努めてください。
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報保護を徹底してください。
- ・他の区内私立保育園と同等以上の賠償責任保険に加入してください。

- ・ 保育園の送迎に際し、自動車による送迎は行わないこととし、敷地内において送迎用も含めた自転車の駐輪スペース及びベビーカー置き場を確保してください（送迎による一時的な園庭の利用は可とします）。
- ・ 保育園の運営に当たっては、近隣住民に配慮してください。

(6) 区立西尾久保育園児の引継ぎ

区立西尾久保育園の在園児は、他園への転園を希望する園児を除き、公私連携型保育所移行後も引き継ぐこととします。

あわせて、新入園児については入園前の面談を実施した上で受け入れてください。

(7) 区立西尾久保育園の業務の引継ぎ

事業者への業務の引継ぎに当たり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの一年間を区立西尾久保育園の運営を円滑に引き継ぐための移行期間とし、事業者の職員を区立西尾久保育園に配置して、区職員とともに保育を実施してください。

職種		4							1	1	1	5		
		年	5	6	7	8	9	10	11	12	年	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
園長	出勤月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	内容	引継ぎ業務、イベント参加等												
	新園 出勤回数	週1~2回程度						週2~3回程度			特段の事情が無い限り 新園に出勤すること			
副園長 (主任)	出勤月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	内容	引継ぎ業務、イベント参加等												
	新園 出勤回数	週1~2回程度						週2~3回程度			特段の事情が無い限り 新園に出勤すること			
保育士 (クラス リーダー)	出勤月	/						○	○	○	○	○	○	
	内容							保育、引継ぎ業務、イベント参加等						
	新園 出勤回数							週1~2回程度			週2~3回程度 (可能な限り出勤を増やしていくこと)			
保育士	出勤月	/						○	○	○	○	○	○	
	内容							保育、引継ぎ業務、イベント参加等						
	新園 出勤回数							週1~2回程度						
	人員体制							ローテーションを組み、0~4歳児各クラス なるべく毎日1名以上新園に出勤すること						
看護師 栄養士 調理員	出勤月	/						○	○	○	○	○	○	
	内容							引継ぎ業務等						
	新園 出勤回数							必要に応じて 出勤すること						
事務員	出勤月	/						○	○	○				
	内容							引継ぎ業務等						
	新園 出勤回数							必要に応じて 出勤すること						

なお、区立西尾久保育園において、保育園に配置される事業者の職員用のロッカー等の備品や移行準備室のようなスペースは用意できないため、必要に応じて近隣の事務所を賃貸する等対応してください。

移行に当たっては、区と事業者間で、移行準備契約を締結し、移行準備に要する委託料は区が予算の範囲内で事業者に支払います。

移行期間中の区立西尾久保育園への事業者の職員の配置計画について、区が求める最低基準は次のとおりとし、実施に当たっては区と協議してください。

- ・引継ぎに当たっては、円滑な移行を図るため、区、区立西尾久保育園保護者、地域との連携に協力してください。
- ・区立西尾久保育園の行事等については、原則として公私連携型保育所において引き継ぐこととします。
- ・引継職員の要件は、6-(5)-⑨「職員体制」に従ってください。

7 選定方法

事業者の選定については、「荒川区私立認可保育所整備・運営及び民営化移行業務委託事業者選定委員会」において、書類審査プレゼンテーションに基づき実施します。

なお、応募者多数の場合は、書類審査により第一次審査を行い、上位の3事業者程度を選定の上、第二次審査を実施します。

(1) 選定スケジュール（予定）

令和3年 7月12日（月）	公募受付締切 公募説明会及び現地見学会申込み受付締切
7月14日（水） 7月15日（木）	公募説明会及び現地見学会
8月6日（金）	
9月中旬頃	整備・運営提案書提出期限
10月上旬頃	第一次審査（書類審査）・結果通知
12月頃	第二次審査（プレゼンテーション・最終審査） 事業者の内定

(2) 審査項目

区分	審査項目
理念・方針	1 法人としての理念、法人の概要、保育理念、目標 2 法令等の遵守
運営計画	3 運営資金計画
事業運営	4 保育内容の特色 5 保育環境の構成と整備 6 給食の提供 7 特別支援児保育の事業実施の考え方や実績 8 延長保育、年末保育の事業実施の考え方や実績 9 一時保育の事業実施の考え方や実績、その他独自の取組み

区 分	審 査 項 目
	10 食育、地域との交流や活動等についての取組み 11 子どもの健康管理（感染症の予防対策や衛生面での取組みを含む。） 12 安全保育に対する対策 13 児童虐待防止に関する取組み 14 保護者対応（対応体制、意思疎通の図り方） 15 サービス向上に向けた保護者の意見を反映させる取組み、外部への情報提供 16 園児、保護者、職員等の個人情報保護体制 17 危機管理（防災、防犯、施設の危険防止対策、園児の安全確保等）
適正な施設管理	18 施設を適正かつ効率的に管理するための工夫
職員体制	19 職員体制 20 保育士の離職率、採用者数 21 職員の勤務管理、健康管理 22 保育の質向上のための取組み
事業実績・財務状況	23 法人が運営している保育園の事業運営の実績、今後の保育施設の整備計画 24 法人の財務状況 25 法人が運営している認可保育園全園における都道府県等の直近3年間の指導検査の内容 26 法人が運営している認可保育園全園の直近の第三者評価
区立西尾久保育園の業務の引き継ぎ	27 引継ぎ方針・実施方法・人員体制

8 公募参加申込み

本要項に基づき公募への参加を希望する法人は、東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人公募参加申込書〔様式第1号〕及び、次の書類について項目ごとラベルを貼りファイルに閉じた状態で、期限までに提出してください。

本申込書の提出がない場合、公募への参加はできませんのでご注意ください。

(1) 提出書類

- ① 法人概要〔様式第2号〕
※パンフレット等があれば適宜添付すること
- ② 定款の写し
- ③ 登記簿謄本
- ④ 法人の役員名簿
- ⑤ 法人の直近過去3か年の財務諸表
- ⑥ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明、滞納処分を受けたことがないことの証明）
- ⑦ 法人が運営している認可保育園全園に関する直近に受審した第三者評価の評価書の写し
- ⑧ 法人が運営している認可保育園全園における都道府県等の直近3年間（平成30

～令和2年度及び令和3年5月実施分まで)の指導検査等の結果及び改善状況報告書の写し

(2) 提出部数

1部(⑤のみ2部)

(3) 提出期限

令和3年7月12日(月)午後5時15分までに持参の上、提出してください。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送不可)

(4) 参加辞退

東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人公募参加申込書を提出後に、公募参加を辞退する場合は、東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人公募参加申込辞退届〔様式第3号〕を提出してください。

9 整備・運営提案書の提出

東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人公募参加申込書を提出した法人は、東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人提案書の提出について〔様式第4号〕に次の書類を添えて、期限までに提出してください。

(1) 提出書類

① 法人としての理念、法人の概要、保育理念、目標〔様式第5号〕

法人としての理念及び事業運営に対する熱意、法人の沿革やこれまでの事業実績、保育園運営に当たっての保育理念・目標、それを職員間で共有する方法を記載してください。

※パンフレット等があれば適宜添付すること。

② 法令等の遵守〔様式第6号〕

関連法令及びその遵守についての考え方を記載してください。

③ 運営資金計画〔様式第7号〕

運営初年度の予算及び5年間の収支予定を記載してください(定員150人で算定すること)。

④ 保育内容の特色〔様式第8号〕

全体的な計画を作成する中で重視している点、日常保育や行事における保育所保育指針に基づいた法人としての特色、地域環境や立地条件をどのように保育に生かしていくか等及びそれらを実現する方策を記載してください。

⑤ 保育環境の構成と整備〔様式第9号〕

子どもが使うおもちゃや絵本などの教材に関してどのような環境構成及び整備方針を持っているか記載してください(開設後5年間の予算配分計画についても記載

すること。)

⑥ 給食の提供〔様式第10号〕

食材選定や調理に対する考え方、食中毒対策、アレルギー対応食、代替食、宗教上等の理由による食材忌避への対応を含めた給食提供に当たっての配慮、安全、衛生対策などを記載してください。

⑦ 特別支援児保育の事業実施の考え方や実績〔様式第11号〕

特別支援児に対する適切な保育体制の整備、これまでの特別支援児保育の受入実績などを記載してください。

⑧ 延長保育、年末保育の事業実施の考え方や実績〔様式第12号〕

延長保育、年末保育に対する保護者の要望に沿った適切な保育体制の整備、これまでの各事業の実施状況などを記載してください。

⑨ 一時保育の事業実施の考え方や実績、その他独自の取組み〔様式第13号〕

一時保育に対する保護者の要望に沿った適切な保育体制の整備、これまでの実施状況のほか、保護者の負担軽減等に対する独自の取組みについて記載してください。

⑩ 食育、地域との交流や活動等についての取組み〔様式第14号〕

それぞれの課題に対する具体的な取組みを記載してください。

⑪ 子どもの健康管理（感染症の予防対策や衛生面での取組みを含む。）〔様式第15号〕

日常の健康管理体制や、保護者・園児・保育士・看護師間の連携、感染症の予防対策、衛生管理への取組みなどを記載してください。

⑫ 安全保育に対する対策〔様式第16号〕

施設、遊具などの点検体制を含めた安全な保育環境の確保や園児の発達段階に応じた事故の防止、園外活動での安全確保や交通安全対策などについて記載してください。

⑬ 児童虐待防止に関する取組み〔様式第17号〕

保護者が抱える育児などの悩みへの相談やマニュアル等の整備及びその運用、保育園での取組体制、関係機関との連携の考え方などについての取組みを記載してください。

⑭ 保護者対応（対応体制、意思疎通の図り方）〔様式第18号〕

児童が保育中に負傷した場合などのトラブル発生時や保育内容に苦情があった場合の体制のほか、保護者との日常的なコミュニケーションの取り方、工夫について記載してください。

⑮ サービス向上に向けた保護者の意見を反映させる取組み、外部への情報提供〔様式第19号〕

園児、保護者の意見反映への取組みや、意見を汲み取る仕組みづくり、外部に向けた情報発信体制、開かれた保育をするための工夫などを記載してください。

⑯ 園児、保護者、職員等の個人情報保護体制〔様式第20号〕

個人情報の適正管理について、マニュアル等の整備及びその運用、職員への指導体制及び方法、保護者への啓発の方法などを記載してください。

⑰ 危機管理（防災、防犯、施設の危険防止対策、園児の安全確保等）〔様式第21号〕

施設の保守点検体制、防災訓練等の実施体制、マニュアル・備蓄物資等の整備及びその運用、保護者への周知の方法、地元町会との連携、不審者等への防犯対策などについて記載してください。

⑱ 施設を適正かつ効率的に管理するための工夫〔様式第22号〕

建物、設備、備品など施設を安全で清潔に保てるよう、適正かつ効率的に管理するための取組みや、光熱水費など、運営コストを削減する取組みについて記載してください。

⑲ 職員体制〔様式第23号〕

保育園を運営する人員について、法人内常勤職員の平均勤続年数及び法人内常勤職員のうち保育士の平均勤続年数を記載してください。また、雇用形態、資格、経験年数、給与などを記載してください。

また、園長、副園長（主任）、クラス担任の各役割に応じた職員体制の考え方、豊富な保育経験のある人材の確保や臨時職員（パートタイム）等の採用などに対する考え方について記載してください。

⑳ 保育士の離職率、採用者数〔様式第24号〕

直近3年間における保育士の離職率と採用者数について記載してください。

㉑ 職員の勤務管理、健康管理〔様式第25号〕

職員の人事異動基準や福利厚生などを含め、長く働ける職場環境整備の考え方、円滑な運営体制の整備や職員の健康診断の実施及び日常的な健康管理体制並びにそれらの内容を記載してください。

㉒ 保育の質向上のための取組み〔様式第26号〕

外部の専門研修の受講実績やそれらを園内の職員に共有する仕組み、内部における各職員のキャリアパスなど適切な人材育成に対する取組み、特に新規採用職員に対する取組み、職員間のコミュニケーション活性化のための取組みなどについて記載してください。

㉓ 法人が運営している保育園の事業運営の実績、今後の保育施設の整備計画〔様式第27号〕

法人が運営している認可保育園、認可外保育所（認証保育所含む。）の事業運営の実績（施設名、所在地、開設日、定員、事業内容、特色など）を記載してください。特に、荒川区で実績がある場合は、区内での実績について記載してください。

また、今後、保育施設の整備計画がある場合についても記載してください。

㉔ 区立西尾久保育園の業務の引継ぎ〔様式第28号〕

区立西尾久保育園の業務の引継ぎにあたって、園児や保護者に配慮して引き継ぎを円滑に行えるように、方針、実施方法、人員体制等について記載してください。

㉕ 法人が運営している保育園の取組み〔様式第29号〕

法人が運営している認可保育園での下記項目に対する具体的な取組みについて記載するとともに、その様子がわかる写真を掲載してください（1項目4枚以内）。

(2) 作成方法等

・様式は様式第5号～29号を用い、マイクロソフト・ワードにより作成してください

い。

- ・記載方法については、書体は自由、文字は原則12ポイント、各項目についてそれぞれ原則2枚以内とします。写真やグラフ、イラストの使用は可とします。
- ・提出に当たっては、様式ごとにラベルを添付した上で、表紙の上部にタイトル「東尾久八丁目公私連携型保育所整備・運営提案書」を、下部に法人名を記載したフラットファイルに綴じて提出してください。

提出書類ラベル名

項目	ラベル名
保育所設置・運営提案書の提出について〔様式第4号〕	様式第4号
1 法人概要、運営理念等〔様式第5号〕	法人概要等
2 法令等の遵守〔様式第6号〕	法令等
3 運営資金計画〔様式第7号〕	運営資金計画
4 保育内容の特色〔様式第8号〕	保育特色
5 保育環境の構成と整備〔様式第9号〕	保育環境
6 給食の提供〔様式第10号〕	給食の提供
7 特別支援児保育の事業実施の考え方や実績〔様式第11号〕	特別支援児保育
8 延長保育、年末保育の事業実施の考え方や実績、その他独自の取組み〔様式第12号〕	延長保育・年末保育
9 一時保育の事業実施の考え方や実績、その他独自の取組み〔様式第13号〕	一時保育
10 食育、地域との交流や活動等についての取組み〔様式第14号〕	食育・地域交流
11 子どもの健康管理（感染症の予防対策や衛生面での取組みを含む。）〔様式第15号〕	子どもの健康管理
12 安全保育に関する対策〔様式第16号〕	安全保育対策
13 児童虐待防止に関する取組み〔様式第17号〕	児童虐待防止
14 保護者対応（対応体制、意思疎通の図り方）〔様式第18号〕	保護者対応
15 サービス向上に向けた保護者の意見を反映させる取組み、外部への情報提供〔様式第19号〕	情報提供等
16 園児、保護者、職員等の個人情報保護体制〔様式第20号〕	個人情報保護
17 危機管理（防災、防犯、施設の危険防止対策、園児の安全確保等）〔様式第21号〕	危機管理
18 施設を適正かつ効率的に管理するための工夫〔様式第22号〕	施設管理
19 職員体制〔様式第23号〕	職員体制
20 保育士の離職率、採用者数〔様式第24号〕	離職率等
21 職員の勤務管理、健康管理〔様式第25号〕	勤務管理等
22 保育の質向上のための取組み〔様式第26号〕	保育の質向上
23 保育所運営実績等一覧〔様式第27号〕	運営実績等
24 区立西尾久保育園の業務の引継ぎ〔様式第28号〕	引継ぎ

25 法人が運営している保育園の取組み〔様式第29号〕	取組み
-----------------------------	-----

(3) 提出部数

提案書 11部

電子データ 1部（電子メールによるファイル送信）

※印刷はA4・両面印刷とし、白黒・カラーいずれも可とします。

(4) 提出期限

令和3年8月6日（金）午後5時15分までに持参の上、提出してください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送不可）

10 公募説明会及び現地見学会の開催

(1) 開催日時 令和3年7月14日（水）

15日（木） 午前10時00分から2時間程度

(2) 参加申込 東尾久八丁目公私連携型保育所整備・運営公募説明会及び現地見学会申込書〔様式第30号〕にてメールにて申し込んでください。

(3) 申込期限 令和3年7月12日（月）午後5時15分までにメールにて提出してください。

(4) その他 現地は区立保育園として運営中のため、敷地内への立入りが制限される場合があります。

11 質問及び回答

(1) 質問の受付期間 令和3年7月15日（木）から同年7月19日（月）までとします。

(2) 質問の方法 質問票〔様式第31号〕にてメールにより送付してください。

※電話による質問は受け付けません。

※メールの件名は、「公私連携公募（法人名）」としてください。

(3) その他 質問及び回答内容については、公募に参加した全ての法人に、令和3年7月28日（水）までにメールにて回答します。

12 応募書類等の提出先

東尾久八丁目公私連携型保育所公私連携法人公募参加申込書、整備・運営提案書、公募説明会及び現地見学会申込書及び質問票は、下記の提出先に提出してください。

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区子ども家庭部保育課保育管理係（区役所2階）
（電話）03-3802-3111 内線3821
（FAX）03-3802-0809
（メールアドレス）hoiku@city.arakawa.tokyo.jp

1.3 選定結果の通知及び公開

選定結果については応募したすべての法人に通知します。また、選定経過及び結果については区のホームページ等で公開します。

1.4 留意事項

- (1) 本件の応募に関し、選定委員及び本件に関係する区職員との不適切な接触を禁じます。接触の事実が認められた場合にはその時点で失格とすることがあるので留意すること。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 応募書類は、返却しません。また、応募書類について区が必要と認めるときは公表できるものとします。
- (4) 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- (5) 必要な書類を後日提出していただくことがあります。

西尾久保育園の民営化に関するアンケート

提出日

年

月

日

ご意見や要望等がありましたら、ご質問事項を下欄にご記入願います。

1. 民営化後の園名について

下記の候補からお選びいただくか、ご希望の園名をご記入ください。

①宮前保育園

②第二東尾久保育園

③西尾久保育園

④その他

.....

2. その他ご意見

- ・ご協力ありがとうございました。記入後は、保育園職員にお渡し願います。アンケート結果は、後日、改めてご報告させていただきます。
- ・締切：令和3年5月27日（木）

問合せ 荒川区子ども家庭部
保育課 新沢
電話：03-3802-3111
(内線) 3821